

平成23年10月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成21年(ワ)第845号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成23年7月6日

判

決

原告

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

同

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号

脱退被告

同代表者代表取締役

東京都千代田区丸の内3丁目3番1号

被告訴訟引受人

同代表者代表取締役

上記兩名訴訟代理人弁護士

同

主

被告

被告

山崎敏彦

河野豊

シティグループ・オーバーシーズ・

ホールディングス株式会社

(旧商号・日興コーディアル証券株式会社)

マーク・フォーダイス・ハート

SMB C日興証券株式会社

(旧商号・日興コーディアル証券分割準備株式会社、

日興コーディアル証券株式会社)

(脱退被告と被告訴訟引受人をあわせて「被告ら」という。)

渡邊英二

関聖

谷井秀夫

文

- 1 被告訴訟引受人は、原告に対し、2517万5280円及びこれに対する平成20年10月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用はこれを10分し、その1を被告訴訟引受人の負担とし、その余は原告の負担とする。

4 この判決は、第1項に限り仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求（1と2は選択的併合の関係にある。）

1 不法行為に基づく損害賠償請求

(1) 被告訴訟引受人は、原告に対し、90万南アフリカランド及びこれに対する平成21年12月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 被告訴訟引受人は、原告に対し、1億2364万6916円及びこれに対する平成20年10月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 不当利得返還請求及び不法行為に基づく損害賠償請求

(1) 被告訴訟引受人は、原告に対し、90万南アフリカランド及びこれに対する平成21年12月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 被告訴訟引受人は、被告訴訟引受人御堂筋本町支店に開設された原告名義の担保口座（口座番号527041）で保管中の株式会社あおぞら銀行株式2万株及び株式会社T&Dホールディングス株式100株につき、被告訴訟引受人御堂筋本町支店に開設された原告名義の保護預かり口座（口座番号53953）への振替手続をせよ。

(3) 被告訴訟引受人は、原告に対し、「スウェーデン輸出信用銀行債券」1000万円分を引き渡せ。

(4) 被告は、原告に対し、1億0183万6916円及びこれに対する平成21年1月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、脱退被告従業員らの勧誘により豪ドルの通貨オプション取引を行っていた原告が、①脱退被告には、適合性原則違反、公序良俗違反、説明義務違反、虚偽説明、担保契約違反の違法があったと主張して、不法行為に基づき、原告が被った損害（通貨オプション取引により被った実損害、差し入れた担保金及び担保物の価値相当額、担保として差し入れた投資信託の値下がり分相当額、弁護士費用）の賠償を求めるとともに、②通貨オプション取引を行うに当たって脱退被告と締結した担保契約は錯誤により無効であり、同担保契約と密接な関係を有する通貨オプション取引契約もまた無効となり、かつ、脱退被告の勧誘行為には、上記①の違法があったとして、(a)不当利得返還請求権に基づき、通貨オプション取引により原告が被った損害と受領した利益との差額相当額、原告が脱退被告に担保として差し入れた現金及び有価証券の返還並びに民法704条前段に基づく利息の支払、(b)不法行為に基づき、損害（担保として差し入れた投資信託の値下がり分相当額、弁護士費用）の賠償を求める事案である（①の請求と②の請求は選択的併合の関係にある。）。

1 前提事実（当事者間に争いが無い、掲記の証拠により容易に認定できる事実。なお書証番号は枝番号も含む。以下同じ。）

(1) 当事者等

ア 原告は、腕時計等の輸入、国内卸等を業とする株式会社である。原告は、平成7年に現在の代表者である■■■■（以下「■■■■」という。）によって設立され、資本金5000万円、平成20年ころの年間の売上高は18億円程度、従業員数は30名程度である。原告は、腕時計等を主にヨーロッパ、米国の企業から輸入しており、オーストラリアの企業との取引はない。（甲21，原告代表者）

イ 脱退被告（平成21年10月1日に、「日興コーディアル証券株式会社」から「シティグループ・オーバーシーズ・ホールディングス株式会社」に

商号変更)は、金融商品取引業を主たる業とする株式会社である。

ウ 被告訴訟引受人は、平成21年10月1日に、会社分割により、脱退被告から、同社の営む証券業その他一切の事業に係る債権を承継し、同日、商号を、「日興コーディアル証券分割準備株式会社」から「日興コーディアル証券株式会社」に変更し、さらに、平成23年4月1日、商号を「SMB C日興証券株式会社」に変更した。

(2) 通貨オプション取引

通貨オプションとは、通貨を一定の期日(権利行使期日)に、一定の価格(行使価格)で購入または売却することができる権利であり(購入できる権利は「コール・オプション」、売却できる権利は「プット・オプション」と呼ばれる。)、通貨オプション取引とは、通貨オプションを売却又は購入する取引である。通貨オプションを売却する場合、契約時に対価(オプション料)を受領できるが、権利行使日には、対象となる通貨を行使価格で購入又は売却する義務を負うため、コール・オプションの場合は権利行使日の為替レートが行使価格よりも高い場合に、プット・オプションの場合は権利行使日の為替レートが行使価格よりも低い場合に、それぞれ損失を被る。反対に、通貨オプションを購入する場合、契約時にオプション料を支払うことと引き換えに、権利行使日に対象となる通貨を行使価格で購入又は売却できる権利を取得するため、コール・オプションの場合は権利行使日の為替レートが行使価格よりも高い場合に、プット・オプションの場合は権利行使日の為替レートが行使価格よりも低い場合に、それぞれ利益を取得する。また、通貨オプションの購入者は、権利行使日の為替レートが自らに不利な場合(コール・オプションの場合は為替レートが行使価格よりも低い場合、プット・オプションの場合は為替レートが行使価格よりも高い場合)には、権利を行使しないことも可能であり、この場合、購入者の損失はオプション料相当額にとどまる。

通貨オプションには、消滅条件が設定されているものもあり、この場合、消滅条件を満たせば、同通貨オプションは消滅し、購入者は、それ以降権利行使をすることはできない。

(3) 原告の第1回目の通貨オプション取引

ア 原告は、伊藤真也（以下「伊藤」という。）ら脱退被告従業員の勧誘を契機に、平成19年6月25日付けで、脱退被告との間で、店頭金融デリバティブ取引に関する基本契約（乙19。以下「本件基本契約」という。）を締結した。そして、原告は、同年7月2日、本件基本契約に基づき、脱退被告との間で、10万豪ドル分のコール・オプションを原告が脱退被告から買い、30万豪ドル分のプット・オプションを原告が脱退被告に売るとの内容の豪ドル通貨オプション取引契約を締結し（以下「本件第1取引」という。）、脱退被告から、オプション売却代金と購入代金の差額である206万9000円を受領した。本件第1取引の対象となった豪ドル通貨オプションの条件は次のとおりである（コール・オプション、プット・オプションともに共通）。（乙1、19）

参照スポットレート	104.90円
行使価格	89.20円
トリガー価格	106.90円
オプションタイプ	ヨーロピアン(権利行使期日にのみ権利行使可能)
取引相手	脱退被告
消滅条件	観察期間中(海外市場を含む)豪ドル/円スポットレートがトリガー価格に1回でも到達(同値を含む)した場合、権利行使期日の到来していない通貨オプションはすべて消滅する。
消滅条件観察期間	オプション約定時から、それぞれの権利行使期日の日本時間午後3時まで

権利行使期日 平成19年10月から同24年7月までの3か月
毎(20回)

イ 原告は、本件基本契約を締結するに際して、脱退被告との間で、本件基本契約及び本件基本契約に基づき原告・脱退被告間ですでに締結した、及び将来締結するすべての個別取引に基づき原告が脱退被告に対し負担する一切の債務(以下「本件債務」という。)を担保するために、担保契約を締結した(以下「本件担保契約」という。)。本件担保契約には、次の条項が定められている。(甲4)

「第2条(担保の管理等)

原告は、本件債務を担保するため、脱退被告が要求するところに従い、保証金(以下「差入保証金」という。)または有価証券(外国有価証券を含み、以下、「担保有価証券」という。)を脱退被告に対し差し入れなければならない。

2ないし4 省略

5 第1項の規定に基づいて原告から脱退被告へ差入保証金または担保有価証券が差し入れられている場合の、当該差入保証金または担保有価証券の追加差入または返戻の方法については、第8条ないし第10条に規定する。

第4条(担保有価証券・外貨の評価額)

担保有価証券の評価額は、担保有価証券の時価(市場相場のあるものについては、当該市場における終値。市場相場のないものについては、脱退被告が合理的かつ誠実に見積もった上で提示する気配値。以下同様とする。)に当該担保有価証券差入時に設定した掛け率(受託契約準則第40条第2項各号に掲げる掛け率を上限とする。ただし、当該条項が該当しない有価証券については、当該掛け率に準じた掛け率として脱退被告が認めた掛け率を上限とする。)を乗

じた価額とする（以下「担保有価証券評価額」という。）

- 2 差入保証金として日本円以外の通貨（以下「外貨」という。）が差し入れられた場合には、東京外為市場の為替相場を参考に、脱退被告が合理的かつ誠実に見積もった換算レートで、日本円に換算した金額（以下「外貨評価額」という。）に当該外貨差入時に設定した掛け率を乗じた価額を、当該外貨の差入保証金としての金額とする。

第8項（担保の追加差入及び返戻方法に係る定義）

担保有価証券及び差入保証金の追加差入および返戻の方法について、第9条ないし第10条に規定する。当該規定において使用される用語の意義は以下のとおりとする。

- (1) 時価評価額 個別取引において、当該取引すべてを反対売買した場合に、原告に発生する損金額として、脱退被告が合理的かつ誠実に見積もった金額のことをいう。ただし、当該損金額がマイナスとなった場合には、ゼロとする。
- (2) 差入担保金額 原告が脱退被告に差し入れている担保有価証券評価額の合計額（差入保証金に外貨を含む場合には、第4条に基づき日本円へ換算した後の金額、以下同じ。）に差入保証金の額を加えた金額のことをいう。ただし、100万円未満は切り捨てる。
- (3) 必要担保金額 「時価評価額×1.2」とし、マイナスとなった場合には、ゼロとする。
- (4) 最大予想与信額 個別取引に係る将来の金融市況が原告にとって不利に推移した場合に想定される与信額の最大

値として、脱退被告が合理的かつ誠実に見積もった金額のことをいう。

- (5) 担保差額 「必要担保金額－差入担保金額」とし、10万円未満は切上げる。
- (6) 担保返戻余力 「差入担保金額－最大予想与信額」とし、マイナスとなった場合には、ゼロとする。

第9条（担保の追加差入の方法）

時価評価額が差入担保金額を上回った場合、脱退被告は担保差額の範囲内で追加担保の差入を原告に対し請求できる。原告は、当該追加担保の差入要求を受けた場合、次項以下の規定に従い追加担保を脱退被告に差し入れなければならない。

- 2 前項の規定に従い脱退被告が追加差入を原告に対して請求する場合、当該請求は100万円以上10万円単位（10万円未満を切上げ）で行う。
- 3 原告は、前項に従って担保の追加差入の請求を受けた場合、当該請求を受けた日の5営業日後までに、当該担保差額以上の担保有価証券評価額となる有価証券（脱退被告が相当と認めるものに限定される。）または保証金を、脱退被告に差し入れる。

第10条（担保の返戻の方法）

原告は、脱退被告に差し入れている差入保証金または担保有価証券の一部または全部の返戻を要求する場合、脱退被告の合意を要する。脱退被告は、原告より差し入れられている担保の一部または全部の返戻を要求された場合、担保返戻余力を計算し原告に提示する。

- 2 原告は、担保返戻余力の範囲内で、脱退被告に対し、差し入れている担保有価証券または差入保証金の返戻を請求できる。ただし、当該請求は100万円以上10万円単位（10万円未満は切捨て）

で行い、担保有価証券の返戻については、当該担保有価証券の最低
売買単位を下回ってはならない。

3 脱退被告は、前項に従って担保の返戻の請求を受けた場合、当該
請求を受けた日の5営業日後までに、当該請求のあった担保有価証
券または差入保証金を、脱退被告における原告の口座に返戻する。

4 省略」

ウ 原告は、本件第1取引を開始するに当たって、平成19年7月2日、本
件担保契約に基づき、脱退被告に対し、以下の有価証券を担保として差し
入れた。なお、必要担保額は約8000万円であったが、有価証券を担保
として差し入れる場合、担保有価証券の評価額は、当該有価証券の時価に
0.8を乗じた額となるため（本件担保契約第4条参照）、原告は、時価
が合計約1億円となる下記(ア)ないし(エ)の有価証券を差し入れた。

(ア) JPMグローバル・CB・オープン（以下「グローバルCB」という。）

7500口

(イ) あおぞら銀行株 2万株

(ウ) パシフィックマネジメント株 20株

(エ) スウェーデン輸出信用銀行 2022年5月30日満期 為替トリガ
ー早期円償還条項付満期豪ドル パワー・デュアル債券（以下「スウェ
ーデン輸出信用銀行債」という。） 1000万円

なお、上記(イ)ないし(エ)の有価証券は、すでに原告が所有しているもので
あったが、(ア)は、原告が、被告従業員の提案に基づいて、担保として差し
入れる目的で新たに購入したものである。（甲21、乙7、78、原告代
表者、証人伊藤）

(4) 平成19年7月18日、豪ドル相場がトリガー価格である1ドル=106.
90円を超え、消滅条件を満たしたため、本件第1取引の通貨オプションは
すべて消滅した。（乙25）

- (5) 原告は、平成19年7月23日、本件基本契約に基づき、脱退被告との間で、10万豪ドル分のコール・オプションを原告が脱退被告から買い、30万豪ドル分のプット・オプションを原告が脱退被告に売るとの内容の豪ドル通貨オプション取引契約を締結し（以下「本件第2取引」といい、本件第1取引とあわせて「本件取引」という。）、脱退被告から、オプション売却代金と購入代金の差額である204万5000円を受領した。本件第2取引の対象となった豪ドル通貨オプションの条件は、行使価格が91.00円、トリガー価格が108.60円となるほかは、本件第1取引と同様である（なお、参照スポットレートは106.60円であった。）。（甲1、乙5）
- (6) 平成19年8月下旬以降、豪ドル相場が急激に下落したため、原告は、脱退被告の求めに応じ、別紙1の「日付」欄記載の日に、「銘柄」欄及び「本口座→担保口座（担保差入）」欄記載の現金又は有価証券を、担保として差し入れた。また、被告らは、原告に対し、別紙1の「日付」欄記載の日に、「銘柄」欄及び「担保口座→本口座（担保返還）」欄記載の現金又は有価証券を返還した。（乙7ないし39）
- (7) 本件口頭弁論終結時までに権利行使期日が到来した本件第2取引の通貨オプションの損益状況は、別紙2のとおりであり、原告は、合計で4030万2000円の損失を被った。

2 争点

- (1) ①の請求（不法行為に基づく損害賠償請求）に係る争点
- ア 本件取引そのもの又は脱退被告従業員らの勧誘行為の違法性
 - イ 原告の損害額
- (2) ②の請求（原告に錯誤があることを理由とする請求）に係る争点
- ア 本件取引が錯誤により無効か
 - イ 原告の損失、損害及び脱退被告の利得額

3 争点に対する当事者の主張

(1) 争点(1)ア (本件取引そのもの又は脱退被告従業員らの勧誘行為の違法性)について

(原告の主張)

ア 適合性原則違反

本件取引は、①豪ドル相場が今後動かなくても利益が得られるという有利な点がある反面、②5年間基本的に解約できず、解約すると数億円という莫大な解約金が発生し、初回に多額の担保を差し入れる必要があるほか、豪ドル相場の動きによっては、次々と莫大な額の追加担保の差入が必要になるという極めて不利な点がある取引であり、①と②を比較して、①のメリットの方が大きいと判断できる者は、機関投資家等専門的知識を有する者に限られる。もともと、機関投資家であれば、脱退被告を通さなくとも、自ら適当なオプション取引を行えば足りるから、結局、脱退被告の顧客層で本件取引に適合する者は、「外貨調達や外貨建て債務の為替ヘッジを目的」とする者に限られる。しかし、原告は、オーストラリアとの取引をしておらず、このような目的や必要性は全くなかったのであるから、原告は、本件取引の適合性を欠く。

また、原告は、資本金5000万円、年間売上げが18億円程度の会社であり、本件取引のように、豪ドル相場の変動により数日以内に何千万円単位で合計1億円以上もの追加担保の差入が必要となるような事態には通常は対応できないし、いったん差し入れた追加担保が事実上取引が終了するまで返戻されないとなると、資金繰りに重大な悪影響を及ぼす。

以上のように、原告は、本件取引の適合性を著しく欠くのであり、原告に適合しない本件取引を勧誘した脱退被告従業員の行為は、適合性原則に違反する。

なお、原告は、複数の金融機関との間で通貨オプションや為替予約等のデリバティブ取引を行っているが、これは、いずれも原告の本業で必要と

なる米ドルやユーロのデリバティブ取引であり、現在の為替相場より低いレートでの外貨調達や外貨建て債務の為替ヘッジを目的として行っており、本件取引のように純粋な投資として行っていたわけではない。また、これらのデリバティブ取引は、担保が不要であった。したがって、原告が複数の金融機関との間でデリバティブ取引を行っていたからといって、本件取引につき適合性があるとはいえない。

イ 公序良俗違反

本件担保契約によれば、脱退被告が原告に追加担保の差入を請求できることになっているが、その額は、「脱退被告が合理的かつ誠実に見積もった金額」とされているだけで、その計算方法は、概略すら原告に知らされていない上に脱退被告の営業担当者ですら説明できないというのであって、全く脱退被告の都合の良いように恣意的に追加担保額が算出されても誰もその不当性を指摘できない。このように、どのような理屈で、どのような計算で追加担保額や担保返戻余力が決まるのか全く明らかにならないような契約は、公序良俗に反し無効である。

脱退被告は、他の証券会社や銀行と同様の方式により追加担保額を算定しており、特殊な計算方法を用いているわけではないと主張する。しかし、脱退被告は、追加担保の計算の際にボラティリティを2倍にして計算しているが、この2倍という数値は全く一般性がなく、このような数値を用いることは不当である。

また、本件取引では、権利行使期日が5年後である通貨オプションも取引の対象となっているが、5年先の通貨オプションは不確定要素が大きく莫大な損害を負う危険があるから、本件取引のように5年先のプット・オプションを売る場合には、理論価格よりも大きな対価でなければ市場では取引がされない。しかし、原告は、理論価格でプット・オプションを売却しており、不当に安い価格で売却させられていると考えられる。その反面

で、脱退被告が原告に売ったコール・オプションは、豪ドル相場がトリガー価格に達すれば消滅するため、不確定要素はなく、理論価格で売っても特に問題はない。このように、本件取引は、原告には市場では誰も売り手にはならないようなものを安価で売らせ、脱退被告は理論価格で売っても特に危険のないものを売るといふ、一方的に原告に不利な内容となっている。

以上のように、本件取引は、追加担保の発生根拠が全く不明である上に、一方的に原告に不利な内容となっているから、公序良俗に違反する。

ウ 説明義務違反

本件取引は、豪ドル相場の変動により多額の損失や追加担保が発生するおそれのある取引であるから、証券会社がこのようなリスクの高い商品の勧誘を行う場合には、最悪のシナリオを想定した想定最大損失額について、具体的に分かりやすい形で説明した書面や、本件訴訟提起後に脱退被告が原告に交付した甲13や甲14のような追加担保発生の可能性をシミュレートした表を交付するなどの方法により、適切かつ十分な説明をする義務を負う。しかし、脱退被告従業員は、「通貨オプション取引のご案内」（甲2、乙1。以下「本件提案書」という。）や「通貨オプション取引説明書」（乙2。以下「本件説明書」という。）、「通貨オプション取引に関する定義集」（乙18。以下「本件定義集」という。）の項目を示していくという説明を行った程度で、本件取引における担保の計算方法が特殊であり、既に差し入れた1億円の担保以外に、豪ドル相場の動きによっては、数日以内に多額の追加担保の差入が必要になる場合があるとの説明は全くしていないし、担保契約書（甲4。以下「本件担保契約書」という。）の記載も、そのことを理解させる内容とはなっておらず、本件取引の仕組みや危険性の説明が全く不十分であった。

また、脱退被告従業員は、本件取引の勧誘の際に、5年後に豪ドル相場

が1ドル=170円まで値上がりすると予想される旨の資料を見せて、原告に本件取引を行わせているが、5年後の為替相場がどのようになっているかの予測は極めて困難であるにもかかわらず、まるで確実、ないしは、一定の合理的根拠のある予想ができるかのような誤った情報を原告に提供して、5年間解約ができず莫大な損失が発生するおそれのある本件取引を行わせており、これも説明義務違反に当たる。

なお、原告は、本件取引以外に、他の金融機関とデリバティブ取引を行っていたが、これらは、担保が不要であるし、リスクヘッジ目的で行っていたので、原告は、どのような方法でデリバティブの時価評価額が算出されるのか関心を持っていなかったのであるから、原告が他の金融機関との間でデリバティブ取引を行っていたとの事実から、原告が本件取引の担保の仕組みや通貨オプションの時価評価額の定まり方について、理解していたとはいえない。

以上のとおり、脱退被告従業員には、説明義務違反がある。

エ 虚偽説明

本件取引は、豪ドル相場の変動によって何千万円単位で何度も追加担保の差入を求められる可能性があるが、脱退被告従業員には、追加担保算出に関する知識が全くなく、追加で担保が必要になるようなことはないとの虚偽の説明をしたり、あるいは、原告に莫大な追加担保が発生する可能性があることを想像もさせないような虚偽と同等と評価できるような説明をしたりしている。これは、金融商品取引法38条1号に違反する。

オ 再勧誘禁止

原告は、脱退被告従業員から本件取引の勧誘を受けた際、豪ドルが本業の決済通貨ではないことや豪ドルの動向がよく分からないこと、銀行での取引であれば担保は必要ないのに本件取引では必要であることを理由に断り続けていた。それにもかかわらず、脱退被告従業員は、再三にわたり勧

誘を続け、最終的に原告に本件取引を行わせた。これは金融先物取引法76条5号（平成18年6月14日号外法律第66号による廃止前のもの。金融商品取引法38条5号に相当。）の再勧誘禁止行為に該当する。

カ 担保契約違反

本件担保契約によると、原告から担保の返戻要求があった場合、脱退被告は、担保返戻余力を計算して原告に提示し、担保返戻余力があれば担保の全部又は一部を返還することになっている。しかし、原告が、平成19年10月31日ころに、追加担保として差し入れた担保の返戻を求めたにもかかわらず、脱退被告従業員は、本件訴え提起まで担保の返戻に一切応じない上、担保返戻余力を計算して原告に提示することすらしなかった。

これは、本件担保契約に違反する。

（被告訴訟引受人の主張）

ア 適合性原則違反について

原告は、平成7年の設立以来、長年にわたり腕時計等を海外から輸入することを主たる業としていたのであるから、為替レートが大幅に変動し、それに伴い本件取引により大幅な損失を被る可能性があることを理解する能力が十分にあった。とりわけ、原告は、本件取引を開始する以前から、複数の金融機関との間で、外貨の通貨オプション取引や為替予約等のデリバティブ取引を行っていたのであるから、通貨オプション取引について、十分な知識、理解力、判断力を有していた。また、原告が平成17年9月から同18年8月にかけては1億5592万円分の、同18年11月から同19年8月にかけては3億1571万円分の投資信託や債券等を新規購入していることから明らかなように、原告は、ハイリスクの商品でも積極的に投資を行い、できるだけ利益を上げたいとの意向を有していたところ、本件取引は、現状の為替レートよりも16円ほど豪ドル安にならない限り継続的に差益が得られる取引であるから、原告の投資意向に合致した

取引である。さらに、原告は、脱退被告に取引口座を開設する際、顧客登録票（乙72）の金融資産欄の「1億～10億」にチェックを入れており、本件取引を余力を持って行えるだけの十分な資産を有していた。

したがって、原告は、本件取引につき適合性を有する。

イ 公序良俗違反について

脱退被告は、時価評価額と差入担保金額に基づいて追加担保額を算定しているところ、時価評価額は、他の証券会社及び銀行等と同様にブラック・ショールズ式を用いて算定しているから、本件取引の担保算定方式は特殊なものではなく、何ら不当ではない。また、脱退被告は、「市場標準」として定着している国際スワップ・デリバティブズ協会（ISDA）の「MASTER AGREEMENT」を参考に基本契約書を作成しており、契約内容は何ら不当ではない。本件取引で多額の追加担保が発生したのは、これまで例を見ないような急激な豪ドル相場の暴落が原因であって、本件取引の追加担保の仕組みに問題があったわけではない。

したがって、本件取引は公序良俗に違反しない。

ウ 説明義務違反について

脱退被告従業員は、本件取引の勧誘に際して、本件提案書や本件説明書、本件定義集等の資料を用いて、行使価格よりも豪ドル高になれば差額分につき10万豪ドル分利益が出るが、豪ドル安になった場合には、差金決済で30万豪ドル分の損金を支払うか、30万豪ドルを買い取るか選択する必要があることなど通貨オプション取引の仕組み、内容、リスク等について十分な説明を行った。また、脱退被告従業員は、担保についても、担保契約書等を参照しながら、為替レートが想定以上に円高に振れた場合には、大幅な損失が発生し、担保不足になると追加担保が必要になること、目安としては、行使価格以上に円高になれば追加担保が発生する可能性があること、担保は有価証券で代用できるが、担保に入れた有価証券の価格が想

定以上に下落した場合には、為替が円高に振れていなくても追加担保が必要になる場合があること、強制決済となり、契約が解消となった場合には、担保で清算するが、不足する場合には、さらに不足分を支払ってもらう必要があること、中途解約する場合には、担保が全て消し飛んでしまうほどの損失が発生する可能性があることについて原告に説明をした。

担保契約書には、時価評価額が差入担保額を上回った場合には、時価評価額の1.2倍の担保が必要であることが明記されているところ（第8条(3)、第9条）、時価評価額は、他の証券会社や金融機関と同様にブラック・ショールズ式によって算定しており、特殊な計算方式を用いているわけではないし、原告は、本件取引開始以前に他の金融機関とデリバティブ取引を行っており、平成19年5月ころに税務署からデリバティブ取引を時価評価するよう指摘されたことをきっかけに、金融機関に対して、定期的にデリバティブ取引の時価評価を報告させていたのであるから、デリバティブ取引の時価評価について十分理解しており、担保契約書の上記記載も理解することが容易であったはずである。そして、原告は、以上の脱退被告従業員の説明を聞いて、本件取引の仕組みやリスクを理解した上で、自身の相場観からすれば利益を得られる可能性が高いと自ら判断して、本件取引を行ったのであるから、脱退被告従業員には説明義務違反はない。

原告は、甲13や甲14のような追加担保発生の可能性をシミュレートした表を交付すべきであったと主張するが、必要担保額は、市況変動、時間経過、ボラティリティ等によって変動するので、取引の勧誘ないし契約締結までの時点で将来を予測して具体的に説明するのは極めて困難である。甲13や甲14は、為替相場のみが変動し、円及び外貨の金利、ボラティリティ、時間経過等の変動要因は不変と仮定するという実際にはあり得ない仮定の下に作成されたシミュレーション表であり、有用性に乏しい。

エ 虚偽説明について

ウのとおり、脱退被告従業員は、原告に対し、追加担保が発生する可能性のあることを説明しており、何ら虚偽の説明はしていない。

オ 再勧誘禁止について、

脱退被告従業員は、当初、原告に米ドルやユーロの通貨オプション取引を勧誘していた。その際、原告は、脱退被告が勧誘する通貨オプション取引には担保が必要な点について難色を示していたが、決済レートが銀行よりも有利であることには関心を持っており、明確に通貨オプション取引を断っていたわけではない。その後、脱退被告担当者は、豪ドルでの通貨オプション取引を勧誘したが、原告は、豪ドルが高金利通貨であることやオーストラリアが資源大国であること、米ドルやユーロと比べてより低い為替レートで行使価格を設定できることから関心を深めていったのであり、豪ドルの通貨オプションについて契約を締結しない意思を表明していない。したがって、脱退被告従業員の勧誘行為は、再勧誘禁止行為には該当しない。

カ 担保契約違反について

原告から担保返戻要求があった平成19年10月ころは、豪ドル相場が回復したとはいえ、まだ担保返戻余力が生じていなかったため、担保の返戻をしなかったのであって、脱退被告従業員は、原告に対し、その旨説明している。よって、脱退被告には、本件担保契約に違反する事実はない。

(2) 争点(1)イ (原告の損害額) について

(原告の主張)

原告は、脱退被告従業員の違法な勧誘行為により、以下のとおり、合計90万南アフリカランド及び1億2364万6916円の損害を被った。なお、原告は、本件取引の担保が特殊であることを知っていたのであれば、本件取引を行っていなかったのであるから、脱退被告従業員の勧誘行為の違法性が追加担保の関係のみに認められるとしても、その損害は本件取引全体に

及ぶ。

ア 通貨オプション取引による損失 3823万3000円

本件取引のうち、本件口頭弁論終結時までに権利行使期日を迎えた通貨オプションの損益は、別紙2のとおり、合計3823万3000円の損失（本件第1取引が206万9000円の利益、本件第2取引が4030万2000円の損失）であり、これは全て脱退被告の違法な勧誘行為と相当因果関係が認められる。

イ 未返還の担保 90万南アフリカランド及び3914万7516円

原告が本件取引の担保として差し入れた現金及び有価証券と、被告らから返戻を受けた現金及び有価証券は、別紙1のとおりであり、原告は、未だ次の担保の返戻を受けておらず、同額の損害を被った。

(ア) 現金 1932万7516円

(イ) あおぞら銀行株2万株 912万円

(計算式)

456円（差入時〔平成19年7月2日〕の終値）×2万株
=912万円

(ウ) スウェーデン輸出信用銀行債 1000万円

(エ) T&Dホールディングス株100株 70万円

(計算式)

7000円（差入時〔平成19年10月3日〕の終値）×100株
=70万円

(オ) 外貨 90万南アフリカランド

ウ グローバルCBの売却による損失 3502万6400円

脱退被告従業員は、グローバルCBを購入して担保として差し入れると、評価額は現金よりも下がるが、配当も受けられるし値上がりも期待でき、ダブルで儲かると言って、原告にグローバルCBの購入を勧誘し、原告は、

これに応じて、合計1万2400口（平成19年7月2日に7500口、同年8月28日に4900口）のグローバルCBを購入して、担保として差し入れた。しかし、その後、原告は、脱退被告従業員から追加担保の差入を要求され、5日以内に追加担保を差し入れなければ全てを強制決済すると脅されたが、追加担保の資金繰りを付けることができなかったため、平成20年10月16日に、担保として差し入れていたグローバルCB1万2400口を売却し、その代金を脱退被告に担保として差し入れることで担保評価額を上げた。その際、グローバルCBの評価額が担保として差し入れたときよりも下落していたため、原告は、次の計算式のとおり、合計3502万6400円の損害を被った。この損害は、以上のような経緯によって生じたものであるから、脱退被告従業員の違法な勧誘行為と相当因果関係が認められる。

(計算式)

グローバルCBの基準価額

平成19年	7月	2日	1万0540円
同年	8月	28日	1万0352円
同20年	10月	16日	7641円

評価損

$1万0540円 \times 7500口 + 1万0352円 \times 4900口 - 7641円 \times 1万2400口 = 3502万6400円$

エ 弁護士費用 1124万円

オ 合計 90万南アフリカランド及び1億2364万6916円

(被告訴訟引受人の主張)

争う。

ア 未返還の担保について

本件取引は、現在も取引が存続しており、今後、豪ドル相場が回復する

可能性があり、その場合は、平成24年7月23日の最終の権利行使期日における決済日時点で被告訴訟引受人に対する債務がない場合には、現時点で返還されていない担保はそのまま原告に返還されるから、原告が未返還の担保の差入時点の評価額相当額の損害を被ったとはいえない。

イ グローバルCBの売却による損失について

(ア) グローバルCBの買付に際して、脱退被告従業員は、原告に対し、グローバルCBは、基本的に年2回分配金が支払われるが、運用実績によっては分配金が支払われないこともあり、分配金の額も変動すること、担保として差し入れる際には、時価の80%で評価されること、値動きが比較的安定しているものの、時価が下がる可能性があり、そうなれば追加担保の差入を要請することもあり得ることを説明しており、説明義務違反等の違法行為はない。また、グローバルCBの評価損が発生したのは、グローバルCBの基準価額が値下がりしたためであり、脱退被告には責任はなく、本件取引に伴う損害とも評価できない。さらに、原告は、担保評価額を高めるために、自らの意思で、新たに現金を差し入れるのではなく、グローバルCBを売却する方法により追加担保を差し入れるという方法を選択したのであって、脱退被告従業員の本件取引の勧誘行為と相当因果関係がない。そもそも、脱退被告従業員がグローバルCBの購入を提案したのは、 から、現金を担保として入れても金利がつかないのもったいないと言われたからであって、配当金が高くダブルで儲かる等とは言っていない。

したがって、グローバルCBの評価損について被告訴訟引受人が責任を負う理由はない。

(イ) グローバルCBの基準価額は、平成19年7月2日が1口1万0485円(7500口で7863万7500円)、同年8月28日が1口9919円(4900口で4860万3100円)である(乙52)。ま

た、原告が平成20年10月16日にグローバルCB1万2400口を売却したときの売却代金は8915万6000円である(乙21)。

ウ 過失相殺

仮に、被告訴訟引受人に損害賠償責任が認められるとしても、大幅な過失相殺がなされるべきである。

(3) 争点(2)ア (本件取引が錯誤により無効か) について

(原告の主張)

ア 本件取引は、「豪ドル相場の動向によっては、既に差し入れた約1億円分の担保以外に、1円の豪ドル安で約400万円の追加担保が発生するなど、場合によっては、何度も、数日以内に何千万円単位で、合計1億円以上もの追加担保の支払を強いられるとともに、その支払ができない、あるいは、間に合わないというだけで本件取引が強制決済され、数億円の損失が発生する。」という重要な性質を有するところ、原告は、この点について錯誤があった。そして、この錯誤がなければ、原告は、本件取引を行っていないし、一般人も本件取引をしなかったであろうと考えられるから、原告には、法律行為の要素に錯誤があった。

イ 仮に原告の主張する錯誤が動機の錯誤であったとしても、追加担保が連日何千万円も請求され、その資金繰りができなければ何億円もの損失が生じるなどという取引を、それと知っていながら具体的にどの程度の相場変動でどの程度の追加担保が必要かも調べないで行う企業がこの世に存在するはずがないことは自明であり、原告も例外ではないから、動機が相手方に明らかな事案であり、動機が脱退被告に表示されていなかったとしても錯誤無効が認められるべきである。

ウ 特別な計算方法により、通常の担保とは全く異なり、連日のように何千万円単位で追加担保が発生するなどということは専門家である脱退被告従業員ですら全く想像していなかったのであるから、原告に過失がないことは

明らかである。

エ 本件取引は、担保があつての取引であり、通貨オプション契約と担保契約を分断することはできないし、担保の条件は、通貨オプション取引そのものについての重要な条件であつて、その錯誤は、通貨オプション取引そのものについての錯誤といえるから、追加担保の発生について錯誤がある本件取引は、全体について錯誤により無効となる。

(被告訴訟引受人の主張)

ア 本件取引で、短期間のうちに追加担保差入の必要が生じたのは、豪ドル相場が下落して3か月も経たないうちにほぼ半値ほどになるというこれまでに例を見ないような急激かつ大幅な暴落や担保有価証券の価格の下落という想定外の事象が重なった結果にすぎず、本件取引の性質が原因ではないし、法律行為の重要部分に錯誤があつたわけでもない。原告は、通貨オプション取引の内容、仕組み、リスク等を十分に理解した上で、自身の相場観からすれば利益を得られる可能性が高いと判断して、本件取引を行うことを決めたのであり、為替が想定以上に円高に振れた際に大幅な損失が発生すること、担保不足が発生すると追加担保が必要になること、担保に入れる有価証券の価格が想定以上に下落した場合は為替が円高に振れていなくても追加担保が必要になる場合があること等を理解していたものの、具体的に担保が足りなくなるような事態の発生を想定していなかったにすぎない。したがって、原告には、契約の重要部分について何ら錯誤はなく、法律行為の要素に錯誤はない。

イ 仮に原告に法律行為の要素の錯誤があつたとしても、この錯誤は、動機の錯誤であるところ、原告からは、追加担保が発生しないのであれば、本件取引を行うとの表明はなかつた。したがって、原告から脱退被告に対し、明示的にも黙示的にも動機が表示されていないから、原告主張の錯誤は、意思表示の錯誤に当たらない。

ウ アのとおり、原告は、想定以上の円高や担保有価証券の評価額の下落によって追加担保が発生する可能性があることを理解していた。また、原告は、平成7年の設立以来、腕時計の輸入業を継続的に営み、銀行との間でデリバティブ取引を行ってきたのであるから、本件取引に為替変動リスクがあり、場合によっては、追加担保の差入を重ねて要求される事態もあり得ることは容易に予想できたはずである。したがって、原告には、追加担保の差入を要求される事態があり得ることを予想しなかった点において重大な過失がある。

エ 仮に原告に錯誤があるとしても、本件取引の基本構造について錯誤はないから、本件取引全体を無効とする必要はなく、本件担保契約の追加担保条項の一部無効を認めれば足りる。

(4) 争点(2)イ (原告の損失、損害及び脱退被告の利得額) について

(原告の主張)

ア 不当利得返還請求

(ア) 原告は、本件取引によって、次の損失を被り、脱退被告は同額の利得を得たから、被告訴訟引受人は、原告に対し、これらの返還義務を負う。

a 通貨オプション取引による損失 3823万3000円

b 未返還の担保

(a) 現金 1932万7516円

(b) 外貨 90万南アフリカランド

(c) 有価証券

あおぞら銀行株 2万株

スウェーデン輸出信用銀行債 1000万円分

T&Dホールディングス株 100株

(イ) 民法704条前段の利息

脱退被告は、原告が錯誤に陥っていることを知悉していたのであり、

悪意の受益者に当たるから、民法704条前段により、上記ア(ア) a 及び b(a)に受領日から年5%の利息を付して返還しなければならない。

イ 不法行為に基づく損害賠償請求

本件取引の勧誘にかかる脱退被告による説明義務違反は、本件取引を無効に至らしめるほどの極めて重大なものであるから、社会通念に照らして著しく相当性を欠き、不法行為に該当する。よって、被告訴訟引受人は、原告が被った次の損害について損害賠償責任を負う。

(ア) グローバルCBの売却による損失 3502万6400円

(イ) 弁護士費用 925万円

(被告訴訟引受人の主張)

争う。

第3 争点に対する判断

1 争点(1)ア (本件取引そのもの又は脱退被告従業員らの勧誘行為の違法性について)

(1) 前提事実、証拠(甲1, 2, 4ないし7, 9, 12, 20, 21, 乙1ないし33, 35, 40ないし51, 54, 55, 59ないし72, 76, 78, 81, 証人伊藤, 原告代表者)及び弁論の全趣旨によれば次の事実が認められ、この認定を左右するに足りる証拠はない。

ア ■■■は、大学(社会学部)卒業後、約20年間、時計の輸入関係の会社に勤め、平成7年に、時計の輸入等を業とする原告を設立して、設立時から代表取締役就任した。(原告代表者)

イ 原告は、平成15年ころから、別紙3のとおり(ただし、別紙3のうち、本件取引以後に行われた番号4, 11, 12, 16及び17を除く。), 株式会社三井住友銀行, 株式会社三菱東京UFJ銀行, 株式会社りそな銀行, 株式会社あおぞら銀行との間で、米ドル, ユーロ, 日本円の通貨オプション取引やスワップ取引といったデリバティブ取引を行っていた。原告

は、これらをいずれも本業で用いる外貨の調達や為替変動リスクのヘッジ目的で行っていた。上記取引は、銀行取引約定書の適用があり、銀行取引約定書には、債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、請求により、直ちに担保若しくは増担保を差し入れなければならない旨の規定があるが、原告は、上記取引を行うために、上記金融機関に対して、担保や増担保を差し入れたことはなかった。原告は、平成19年3月ころに、税務署から上記デリバティブを時価評価するように指導されたため、それ以降、上記金融機関に対して、デリバティブの時価評価額の残高証明書を2か月に1回提出するよう求めていた。(甲5, 20, 21, 乙26ないし33, 42ないし51, 81, 原告代表者)

ウ 平成17年10月ころ、脱退被告大阪支店の営業担当であった伊藤が、飛び込みの営業で原告を訪問したことをきっかけに、●●●は、脱退被告に●●●個人名義の証券取引口座を開設し、同年11月ころから、同口座で新規公開株式の取引を始めた。また、●●●は、新規公開株式の割当てを受けられる確率を高めるため、同年12月、脱退被告に原告名義の証券取引口座を開設し、同19年2月から、同口座で新規公開株の取引を始めた。証券取引口座開設に際し、●●●は、「顧客登録票」(乙72)の「11 金融資産」欄の「1億～10億未満」にチェックを付けた。(乙55, 72, 78)

エ 原告は、平成17年9月から同18年8月にかけて、野村証券株式会社を通じて、「フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド」(投資信託)、「野村日経225オープン」(投資信託)、「富士交換社債」(社債)、「日本好配当株投信」(投資信託)を、大和証券株式会社を通じて「ダイワ好配当日本株投信」(投資信託)、「ダイワグローバル債券ファンド」(投資信託)を、脱退被告を通じて「スズキ転換社債」(社債)、「グローバルエネルギー」(投資信託)を購入した(購入額は合計1億5789万

2317円)。また、原告は、同18年11月から同19年8月にかけて、野村証券株式会社を通じて「野村ユーロ・ハイ・イールドボンドオープン」(投資信託)、「野村ユーロ・トップ・カンパニー」(投資信託)、「アジア開発銀行」(外債)、「地球温暖化対策投信」(投資信託)、「野村日経225オープン」(投資信託)、「野村日本不動産投信」(投資信託)を、大和証券株式会社を通じて「欧州復興開発銀行」(外債)を、脱退被告を通じて、「あおぞら銀行株」(株式)、「パシフィックマネジメント株」(株式)、「スウェーデン輸出信用銀行債」(外債)を、株式会社三井住友銀行を通じて「ユーロランド・ソブリン・インカム」(投資信託)を、株式会社りそな銀行を通じて「りそな・世界資産分散ファンド」(投資信託)をそれぞれ購入した(購入金額は合計1億8658万0335円)。これらの商品はいずれも投資リスクを伴う商品であり、例えば「フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド」は、米ドル建ての高利回り事業債を中心に投資するファンドであり、一般的に利回りが高いが、デフォルト等のリスクは高くなる商品である。(甲6、乙59ないし71)

オ 伊藤は、原告が欧米から腕時計等を継続的に輸入しており、他の金融機関との間でユーロや米ドルの通貨オプション取引を行っていたことを知ったことから、平成18年9月ころから、決済資金として利用する前提でユーロや米ドルでの通貨オプション取引を勧誘するようになった。しかし、 が、他の金融機関との取引では担保が不要であるのに、脱退被告との取引では担保が必要となることに難色を示したため、結局成約には至らなかった。(乙78、証人伊藤)

カ 平成19年4月下旬ころから、伊藤と脱退被告大阪支店の課長である安岡朝幸(以下「安岡課長」という。)は、豪ドルが高金利通貨であり、米ドルやユーロと比べてより低い為替レートで行使価格を設定できることから、原告に対し、投資目的で豪ドルの通貨オプション取引を提案するよう

になった。伊藤らは、本件提案書（形式は甲2，乙1，5と同様だが，行使価格やトリガー価格等の条件の内容は異なる。）を示しながら，原告は約定時に100万円から200万円のオプション料を受け取り，為替レートが行使価格を上回れば差額×10万豪ドル分の利益を得られるが，下回ったときには，差額×30万豪ドル分の損失が発生すること，約定時のレートより2円豪ドル高・円安になれば取引が消滅すること，取引には現金であれば約8000万円，有価証券であれば約1億円分の担保が必要となり，さらに追加担保が必要となる場合もあることを説明した。また，伊藤らは，週刊誌の記事（甲7の1，乙76）や豪ドル相場のチャート図（甲7の2），5年後には1豪ドルが170円程度になると予想されるとの内容の脱退被告作成の資料等を示しながら，資源需要が高まることが予想される中，オーストラリアは原子力発電の燃料であるウランの埋蔵量が世界一であり，その他鉱物資源も豊富であるので，豪ドルは豪ドル高・円安になるのではないかとの見通しを示した。そして，伊藤らは，取引期間が3年，5年，10年の本件提案書をそれぞれ示して，取引期間が長くなるほど最初に受け取ることができるオプション料が増え，行使価格をより低いレートで設定できるが，その一方で，取引に必要な担保額が増加することを説明したところ，■■■■が期間10年の取引は最初に必要となる担保額が大きいと述べたため，伊藤らは期間5年の取引を提案するようになった。しかし，■■■■が，原告はオーストラリアと取引がなくリスクヘッジにならないことや取引をするために担保を差し入れなければならないことを理由に難色を示したため，なかなか成約に至らなかった。（甲7，21，乙76，78，証人伊藤，原告代表者）

キ 平成19年5月22日，原告は，伊藤の勧誘により，スウェーデン輸出信用銀行債1000万円分を購入した。スウェーデン輸出信用銀行債は，当初円貨で払込み，期中に為替トリガー条件によって早期償還となる場合

には、額面金額100%の円貨で償還され、満期償還となった場合には、あらかじめ定められた基準為替にて額面を除いた外貨（豪ドル）にて償還される債券で、当初の6か月の利率は8%の固定金利だが、それ以降の利率は豪ドル相場によって変動する債券であり、豪ドル高・円安になればなるほど高い利率が適用され、早期償還のメリットを受けられる仕組みになっている。（乙21の1, 77, 78, 証人伊藤）

ク 平成19年4月下旬ころ、伊藤は、■■■■に対し、脱退被告がスポンサーとなっているテレビ局製作の「BEAT 時代の鼓動」というテレビ番組への出演を打診した。■■■■はこれを承諾し、同年5月下旬ころに撮影が行われ、同年6月9日に放映された。（甲21, 乙78, 証人伊藤, 原告代表者）

ケ 平成19年6月14日、伊藤と安岡課長は、原告を訪問し、豪ドルの通貨オプション取引の勧誘を行った。■■■■は、テレビ番組に出演して気分が良くなっていたこともあり、伊藤らの提案に応じて、豪ドルの通貨オプション取引を行うことを決めた。伊藤らは、本件提案書等の資料を用いて、前記カと同様の説明をした。また、従前から、■■■■が現金を担保に入れても金利が付かないからもったいない旨述べていたため、伊藤は、グローバルCBを購入して、担保に入れることを提案した。グローバルCBは、世界各国の転換社債を投資対象とし、年2回分配金が支払われる投資信託である。伊藤は、■■■■に対し、グローバルCBは基本的に年2回分配金が支払われるが、運用実績によっては分配金が支払われないこともあり、分配金の額も変動すること、時価の80%で担保評価されること、値動きが比較的安定しているものの、評価が下がる可能性があり、そうなれば追加担保の差入を要請することもあり得ることを説明した。そして、■■■■は、グローバルCBを購入して担保として差し入れることを検討することにした。（甲21, 乙6.9, 78）

コ 平成19年6月26日、伊藤は、脱退被告大阪支店の支店長である大源俊博（以下「大源支店長」という。）及び安岡課長とともに原告を訪問し、同月14日と同様の提案を行った。この日は、大源支店長が中心となって、本件提案書、本件説明書、本件定義集、本件担保契約書等を示しながら、通貨オプション取引には、市場リスク（オプション価格は為替・金融市場の変化によって変動するため、約定後、権利行使期日に至る過程でも評価損益が発生すること）、信用リスク（脱退被告との相対取引であるため、脱退被告が経営破綻した場合に権利や義務が正しく履行されないおそれがあること）、流動性リスク（市場環境や通貨当局の規制などから流動性が低下するおそれがあること）等があること、担保に関して、取引開始時に所定の担保を差し入れる必要があること、取引後の市況変動や時間経過によって、通貨オプションの評価損益、差入担保の時価が変動し、それにより担保として必要な金額も変化すること、評価損が担保を上回れば追加担保を差し入れる必要があること、担保として差し入れている有価証券の価格が想定以上に下落した場合は為替が円高に振れていなくても追加担保が必要になる場合があること、通貨オプション契約を中途解約する場合には、担保がすべてなくなるくらいの損失が生じる可能性があること等を説明した。もっとも、大源支店長は、追加担保が発生する場合について、目安として行使価格以上の豪ドル安・円高になれば追加担保が発生する可能性があるとの説明はしたが、具体的にどの程度の追加担保が発生するかという説明はしなかった。

原告は、通貨オプション取引をすることを決め、同日、脱退被告との間で本件基本契約及び本件担保契約を締結したが（ただし、甲4、乙19の契約書は同月25日付け）、その際、「貴社（脱退被告のこと）より通貨オプション取引の内容に係る十分な説明を受け、その内容について理解しました。」「通貨オプション取引の仕組みや本取引について私（原告のこ